

- 1 「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」について**
- 2 第6期神奈川県障がい福祉計画における中核機能設置の位置づけ**
- 3 令和4年度 聴覚障がい児支援中核機能モデル事業の実施について**
 - (1) 聴覚障害児に対応する協議会の設置
 - (2) 中核機能の設置
 - (3) 中核機能における支援事業の実施

1 難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針について

難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針（概要）

背景

- 厚生労働省及び文部科学省の両副大臣を議長とする「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト」の報告書において、国は、各都道府県で地域の実情に応じて難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画の作成指針として、「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」を令和3年度中に作成することとされている。
 - このため、令和2年度末に基本方針作成のための検討会を立ち上げ、有識者等からのヒアリング及び議論を行った。
- (※) 基本方針案についてはパブリックコメントも実施し、計326件（手話を撮影した動画による御意見20件を含む。）の御意見が寄せられた。|

基本的な考え方

- 難聴は、早期発見・早期支援により、言語・コミュニケーション手段（音声、手話、文字による筆談等を含む。）の獲得につながることから、新生児聴覚検査及び精密検査の実施が望まれる。
- 地方公共団体の保健、医療、福祉及び教育に関する部局や医療機関等の関係機関が連携し、難聴児の家族等を支援することが重要である。
- 難聴児支援においては、早期から不安を抱える家族等に対して支援を実施し、本人又はその家族等が意思決定できるよう関係者で寄り添った支援をすることが重要である。
- 言語・コミュニケーション手段（音声、手話、文字による筆談等を含む。）の選択肢が保障・尊重されることが望ましい。

難聴児の早期発見・早期療育推進のための方策（主なもの）

各都道府県において、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画に盛り込むことが考えられる事項は以下のとおり。

(1) 基本的な取組

- ① 新生児聴覚検査の実施状況の把握と関係機関での共有等
 - 新生児聴覚検査に係る協議会を設置し、新生児聴覚検査の推進体制を整備する。
 - 新生児聴覚検査実施のための手引書等を作成し、検査の実施状況及び結果等を集約し、関係機関への情報共有等を行う。
 - 難聴と診断された子を持つ家族等への相談支援を実施する。
- ② 難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保
 - 都道府県における難聴児支援担当部局を明確にする。
 - 関係者の協議の場の提供等による難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保する。
 - 難聴児とその家族等に対する支援に関する課題を関係者で共有し、支援の充実を図る。

難聴児の早期発見・早期療育推進のための方策（主なもの）（続き）

③ 特別支援学校のセンター的機能の強化

- ・聴覚特別支援学校等の教員の専門性向上に向けた取組を充実する。
- ・特別支援学校のセンター的機能の強化のため、聴覚特別支援学校の教員等の適切な配置や専門家の活用等を行う。
- ・地域における保健、医療、福祉の関係機関と連携した乳幼児教育相談などの取組を行う。

（2）地域の実情に応じた取組

① 新生児聴覚検査体制の整備

- ・里帰り出産等新生児聴覚検査の受検状況等の把握が難しい場合を含めたりファーターとなった子を追跡する方法について検討を行う。
- ・受検率向上を目指し、市町村に対して、検査に係る費用について公費負担を行うことで受診者の経済的負担を軽減できるよう働きかけ等行う。

② 地域における支援

- ・関係機関で日常的な連携や情報交換を行い、新生児聴覚検査から診断、治療、療育、教育に至るまでの流れ等を共有するための協議会を設置する。
- ・難聴児及びその家族等のロールモデルやメンターとして、当事者・当事者支援団体を連携体制に含めるよう努める。

③ 家族等に対する支援

- ・難聴児の子育てに関する様々な情報を提供するため、地域の療育・教育機関等に関する情報を含む教材を作成・配布すること。
- ・家族等からの相談等に対応して、複数の療育方法の選択肢を提示し、家族等の精神面も含めた支援ができるよう、協議会の活用等による関係機関と連携した支援体制等の整備を行う。
- ・難聴児の子育てに当たり、きょうだいを含めた家族同士や当事者同士が交流する機会を設ける。

④ 学校や障害児通所支援事業所等関係機関における取組

- ・免許法認定講習の充実など聴覚障害者に関する教育の領域を定めた免許状の保有率を高める取組を実施する。

⑤ 切れ目ない支援に向けた取組

- ・各年齢における健康診査等の際に、聞こえの確認等を行い、難聴が疑われる子の精密検査の受診が確実になされるようにする。

難聴児の早期発見・早期療育推進のための方策 ～基本的な取組～

	＜新生児聴覚検査関係＞	＜支援関係＞	＜特別支援教育関係＞
基本的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○新生児聴覚検査にかかる協議会の設置及び新生児聴覚検査推進体制の整備 ○手引き作成、検査実施状況及び結果等の集約による、医療機関、市区町村及び医師会等医療関係団体への情報共有・助言等の実施 ○難聴と診断された子を持つ家族等への切れ目ない相談支援 ○産科医療機関等の検査実施状況の把握や精度管理等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保（関係者間で顔が見える協議の場の提供） ○関係者の共通認識の形成や専門性の向上を含めた難聴児支援の充実 ○難聴児とその家族等に対する支援に関する課題の関係者間での共有、支援の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○聴覚特別支援学校等の教員の専門性向上に向けた取組の充実 ○特別支援学校のセンター的機能の強化 ○地域における保健、医療、福祉の関係機関と連携した乳幼児教育相談などの取組
所管課	健康増進課	障害福祉課	特別支援教育課 他
本県取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ○神奈川県母子保健対策検討委員会新生児聴覚検査体制整備部会の設置 ○各市町村の検査実施状況等の集約・状況共有等の実施 ○新生児聴覚スクリーニング検査の手引きの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○国モデル事業として、聴覚障がい児早期支援に係る体制構築のための協議会の設置や、中核機能の設置を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育のセンター的機能の充実 ○教育相談コーディネーターの養成及び県立学校及び県域の市町村立小中学校への配置 ○県立総合教育センターにおける研修実施

2 第6期神奈川県障がい福祉計画における中核機能設置の位置づけ

【第6期障害福祉計画に係る国基本指針】

令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。

【第6期神奈川県障がい福祉計画】

<課題>

国の基本指針では、新たに、都道府県に「難聴児支援のための中核的機能の確保」が求められています。難聴児及びその家族に対する支援については、保健、医療、福祉、教育、当事者団体など様々な関係者が、それぞれの立場から関わっているところであり、切れ目のない支援を受けられるようにする体制の整備が必要です。

<成果目標>

難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

〔成果目標〕 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保

〔令和5年度までの目標〕 令和5年度末までに必要な体制を確保

<目標達成のための方策>

難聴児支援の中核的機能を有する体制の構築に向けて、保健、医療、福祉、教育等の関係機関や当事者団体等と連携し、意見聴取を行いながら検討を進めます。

※厚生労働省「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」の実施主体には政令市も入っており、全国では政令市で既に設置しているところもあるが、現時点で政令市における設置を求められているわけではない。

3 令和4年度 聴覚障がい児支援中核機能モデル事業の実施について

<厚生労働省 聴覚障がい児支援中核機能モデル事業（国庫10／10）>

【実施主体】 都道府県及び政令指定都市

【事業の対象】 都道府県等が行う聴覚障害児支援のための中核機能の構築

【事業の内容】 次の（１）～（５）の事業をすべて実施する。

（１）聴覚障害児に対応する協議会の設置

医療・保健・福祉・教育と関係する部局が連携し体制整備と困難ケースへの対応を行う協議会を設置する。

（２）聴覚障害児支援の関係機関との連携

医療・保健と切れ目なく連携しつつ、既存の児童発達支援センター等や特別支援学校（聴覚障害）と連携強化し、聴覚障害児の乳児からの対応を強化する。

（３）家族支援の実施

保護者に対する相談、人工内耳・補聴器・手話の情報等を含む適切な情報提供を行う。

（４）巡回支援の実施

聴覚障害児の通う地域の保育所、幼稚園、障害児通所支援事業所、学校等への巡回支援を行う。

（５）聴覚障害児の支援方法に係る研修の実施

聴覚障害児の通う地域の保育所、幼稚園、障害児通所支援事業所、学校等の職員が、聴覚障害児の支援方法を習熟する機会を設けるための研修会を開催する。

(1) 聴覚障害児に対応する協議会の設置

「神奈川県聴覚障がい児早期支援体制整備推進協議会」の設置

○ 構成員

学識経験者（教育、療育）、医師、言語聴覚士、療育関係者、ろう学校教諭、行政機関
（資料3別添1「神奈川県聴覚障がい児早期支援体制整備推進協議会 委員一覧」参照）

○ 協議会の開催

【第1回】令和4年11月15日

- ・ 聴覚障がい児早期発見・早期支援に係る県内の体制（資源）の状況の確認
- ・ 本県の取組状況について（母子保健・福祉・教育における取組）
- ・ 聴覚障がい児支援の中核機能設置について
（県聴覚障害者福祉センターへの設置及びモデル事業実施について説明）

【第2回】令和5年3月15日

- ・ モデル事業実施状況について

※県庁内の関係部署との連携については、「聴覚障がい児早期支援庁内連携会議」を設置し、協議会の議題等を情報共有（母子保健、地域福祉、障害福祉、児童福祉、教育関係 10所属）

(2) 中核機能の設置

○神奈川県聴覚障害者福祉センターに設置

※神奈川県聴覚障害者福祉センターについては、資料3別添2を参照

- 関係機関（医療機関、市町村母子保健・療育・保育担当、ろう学校、保育園・幼稚園、児童発達支援センター等）との連携体制を構築し、相談窓口としてハブ的機能により必要な支援につなげることを基本的な役割とする。
- 相談窓口の他、家族教室の実施や、地域の受け皿の確保・療育環境の充実を図っていくために、聴覚障がい児が通う地域の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、保育所、幼稚園等の職員への支援を行う。
- 社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会（聴覚障害者福祉センター指定管理者）へ委託し実施
令和4年12月中旬に契約、相談窓口は令和5年1月から設置

○専門相談員及び言語聴覚士を配置

- ・ 専門相談員 常勤 1（聴覚障がい児2人の母、手話通訳士、保育士）
非常勤 1（難聴当事者、補聴器使用）
- ・ 言語聴覚士 非常勤 1（難聴児の支援に長年従事）

(参考) 他県の中核機能設置状況について

○大学病院等の医療機関に設置しているところが比較的多いが、ろう学校に設置や、児童発達支援センターへの設置、聴覚障害者情報提供施設への設置、聴能訓練事業を委託している社会福祉法人への委託、当事者団体への委託など、各自治体の状況に応じて様々である。

種別	自治体名
大学病院・県立病院等	長野県、静岡県、岐阜県、長崎県、神戸市
ろう学校	秋田県、千葉県、滋賀県、福岡県
児童発達支援センター	富山県（県リハビリテーション病院・こども支援センター） 北九州市（総合療育センター）
聴覚障害者情報提供施設	大阪府
社会福祉法人	埼玉県
当事者団体	鳥取県

(3) 中核機能における支援事業の実施

ア 聴覚障害児支援の関係機関との連携体制の構築

- ・ 県立こども医療センター（S T）、北里大学（S T）、東海大学病院、小田原市立病院を訪問
- ・ ろう学校（県立平塚ろう学校、県立相模原中央支援学校、横須賀市立ろう学校）との意見交換
- ・ 児童発達支援センター（県所管域、相模原市、横須賀市）訪問及び意見交換
- ・ 市町村（藤沢市、小田原市、相模原市）との意見交換

イ 家族支援の実施

○相談支援

相談件数 191件 実人数59人（令和5年1月～3月実績）

○家族教室の実施

聴覚障がい児同士、家族同士の交流の場として開催

- ・ 1回開催（2月・会場：藤沢） 申込：22人 参加：14人（7家族）
- ・ 悩みや課題等意見・情報交換、聴覚障がい児を育てた保護者の体験談、親子ふれあい体験（感想）同年代の聴覚障がいの子どもの持つ親御さんに会い、いろいろな話が聞けて良かった。
定期的に行ってほしい。

⇒令和5年度は月1回、地域を変えて実施（藤沢、小田原、相模原、厚木等予定）

ウ 巡回支援及び聴覚障害児の支援方法に係る研修の実施

○巡回支援

支援が必要な施設等の情報がまだ無いため、藤沢市内の児童発達支援センターを訪問し、事業説明や意見交換等を実施。

○聴覚障害児の支援方法に係る研修

「聴覚障がい児早期発見・早期支援のための研修会」の実施（3月8日）

【対象】 保育所、幼稚園、認定こども園及び児童発達支援センター・事業所等の職員

※藤沢市と平塚ろう学校との打ち合わせ会議で、**新生児聴覚検査等で見つけられなかった「埋もれている子」の把握**が課題に挙がり、保育園・幼稚園等の職員の方に「聴覚障がい児」のことを知ってもらう研修をまず行うことになった。

【申込】 40人 【受講】 30人

・受講者アンケートにより、聴覚障がい児が通っている園の把握に繋がり、巡回支援の希望も多かった。（**回答20施設中11施設で19人の聴覚障がい児が通園**）

（受講者の感想より）

- ・聴覚障がいについて知らないことが多かった。
- ・通常の保育園や幼稚園で聴覚障がい児を受け入れるにあたって具体的な関わり方をもっと学びたい。